

本庁舎における新型コロナウイルス ウイルス感染症対策について

令和3年度施設管理担当者研修会資料

現在の感染防止対策

新型コロナウイルスを庁舎内に持ち込ませないために

- ▶ 本庁舎のすべての出入口及び各フロアに手指消毒液を設置
- ▶ 本庁舎のすべての出入口に非接触型検温器を設置
(南棟正面、北棟正面、議会棟の玄関には多人数対応型のサーマルカメラ、それ以外は一人ずつ検温するタイプのものを配備)
- ▶ 入庁者に対して「マスク着用・手指消毒・検温の実施」を依頼
- ▶ 共有部分の消毒実施
(玄関の手すり・ドアノブ、階段・廊下の手すり、エレベータのボタン、県民ホールのテーブルやイス、玄関ロビーのベンチなどを毎日、アルコールで清拭消毒)
- ▶ 入庁時スクリーニングの強化
状況に応じ、庁舎出入口の制限や監視員の配置を検討

感染者が庁内で発生した場合

庁舎内で感染を拡大させない、来庁者に感染させない

- ▶ 感染者が発生した執務室は原則として立入禁止
- ▶ 汚染の拡大を防ぐため、発生フロアの清掃やごみ回収を中断
- ▶ 感染者が発生した執務室及び同一フロア内の共用部分を消毒
(消毒作業は専門業者に委託して行う予定。ただし、緊急の場合、職員が消毒することも想定。
必要な消毒資機材を備蓄済。)
- ▶ 実際に庁舎内で感染者が発生して判明した問題点
 - ・ 県は、発生した部局、課名等を公表しないこととした
 - 発生フロアの閉鎖は部局等を特定されるおそれがあるため、実施が困難となった
 - 一般来庁者が発生フロアに立ち入ることを制限できない
 - 一刻も早く共用部分の消毒を行う必要あり
 - 専門業者の消毒が間に合わず、職員が消毒することに...

職員が自ら消毒する場合

- ▶ 本庁舎において、執務室の消毒を職員自ら行う場合に必要な消毒資機材は、財産管理課が備蓄しているものを提供する。

- ▶ 財産管理課が提供する消毒資機材は以下のとおり

消毒液： アルコール・ウェットクロス

防護具： 防護服、ガウン、キャップ、シューズカバー、手袋、サージカルマスク、フェイスシールド

- ▶ 消毒方法

- ・ 消毒作業前に、防護具を着用する。
- ・ 感染者の周囲 2 m 程度内にある、机、イス、パソコン、電話機、床面や感染者が触れた可能性がある執務室のスイッチ、コピー機、ドアノブ等をアルコール・ウェットクロスで拭き取る。
- ・ 窓を開けて十分に換気をしながら行うこと。

- ▶ 消毒後の措置

- ・ 汚染部分に触れないように、防護具を脱ぐこと
- ・ 発生したゴミは、ゴミ袋を二重にするなどして厳重に密閉し、執務室から持ち出さないように一定期間保存すること
- ・ 石けんによる入念な手洗い又は消毒用アルコールにより、手指の消毒を徹底すること

最後に

平素の予防対策が重要

- ▶ 平素からの予防的消毒が感染拡大防止対策として非常に重要です。
 - ・ 予防的消毒は、0.02%濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液で行うことができます。家庭用漂白剤を薄めて作成できますので、ペーパータオルとともに準備しておきましょう。
 - ・ 普段から、どこを消毒すればよいか考えながら予防的消毒を実施してください。（職員や来庁者の行動をシミュレーションし、触ったところをリストアップするのがおすすめです。）いざというときに慌てず対応できます。
- ▶ 管理する施設のコロナ対策として本庁舎の取組が参考になれば幸いです。ご清聴ありがとうございました。